

日本学生支援機構給付奨学生（多子世帯支援含む） 各位

日本学生支援機構給付奨学生（多子世帯支援含む）適格認定（学業）の実施のお知らせ

日本学生支援機構給付奨学生（多子世帯支援含む）において適格認定（学業）が実施されますのでお知らせいたします。

適格認定（学業）とは、採用後、毎年度末に学業成績によって翌年度の継続の可否を日本学生支援機構及び大学にて判断するものです。

家計基準や多子世帯支援の扶養条件を満たしていても、適格認定（学業）で奨学生廃止（及び授業料免除不適格）と判定された場合、翌年度の給付奨学生の支給が止まる、授業料の支払いが生じることとなります。

参考：[日本学生支援機構奨学生ウェブサイト](#) > 在学中の手続き > 給付奨学生に関する在学中の手続き > 適格認定（学業等）

〈学業成績基準〉

認定区分	基準	次年度の奨学生支給 及び 授業料免除について
廃止	<ul style="list-style-type: none">修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下である場合出席率が6割以下など、学習意欲が著しく低いと学校が判断した場合連続して「警告」に該当した場合（※「停止」に該当する場合を除く）	給付奨学生の支給が打ち切りとなります。併せて、次年度から授業料の支払いが生じます。 ※学業成績が著しく不良で、やむを得ない事由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学生の返還を求めます。すでに免除となっている授業料についても、支払いが生じます。
停止	2回連続して下記「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA（平均成績）等が下位4分の1」のみの場合 ※3回連続で「警告」となった場合を除く	給付奨学生の支給が中断されます。翌年度から授業料の支払いも生じます。 ※「停止」後最初の適格認定（学業）において、「警告」または「廃止」に該当しない場合は、次年度から奨学生の支給を再開します。
警告	<ul style="list-style-type: none">修得単位数の合計数が標準単位数の7割以下である場合GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合出席率8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合	奨学生の支給は継続します。給付奨学生の区分に応じて授業料も全額または一部免除となります

※「廃止」や「警告」の基準にあてはまる場合であっても、災害、傷病その他やむを得ない事由がある場合には、

「廃止」や「警告」とならない場合があります。該当する事由がある場合は、速やかに理学部・理学研究科教務課学生支援係（sci-sien@grp.tohoku.ac.jp）に申し出てください。

参考：日本学生支援機構ウェブサイト：災害、傷病その他やむを得ない事情により学業成績等が思わしくなかった場合

「廃止」「停止」とならないよう、今年度の成績の向上に努めてください。今年度の学業に支障をきたす（きたした）状況、病気や災害などの影響がありましたら、早急にお知らせください。

理学部では、学業や学校生活に不安がある際の相談場所としてキャンパスライフ支援室を設置しております。

気がかりなことや困っていることなどがあれば、ぜひご活用ください。

【問い合わせ先】

東北大学 理学部・理学研究科 教務課 学生支援係

〒 980-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3

Tel： 022-795-6403 / 4585

Email： sci-sien@grp.tohoku.ac.jp